

第9回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和3年2月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第9回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部 純、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名であります。</p> <p>推進委員の出席は16名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により、担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地所有適格法人の承認について</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農用地利用配分計画(案)の承認について
以上であります。

会長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第9回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時40分 開会】

会長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

会長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
2番 桐生委員、14番 赤坂委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

【異議なし】

会長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が5件、筆数が5筆、面積が781㎡となっております。続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が28件、筆数が36筆、面積が9,477.17㎡となっております。合計いたしまして件数が33件、筆数が41筆、面積が10,258.17㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。

以上報告いたします。

会長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

会長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

今月の4条申請は1件です。1番、申請地は菅田町地内の田、18㎡ほか1

筆、計36㎡です。施設の概要は農業用通路で、自己農地へ進入する法定外道路が狭いため、巾を広げたいというものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種農地です。なお、他法令の確認内容等については、備考欄に記載しております。コロナ禍で県内に感染嚴重注意が発令されている中でもありますので、備考欄の読み上げは割愛させていただきます。ご了承ください。

では、議案書の29ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。2月12日に行った事前調査時の現地の様子をご覧のとおりで、すでに砂利が敷かれており、是正の申請となります。なお、備考にもありますが、議案第2号3番、4番と関連し、当該申請地の隣接農地において、一般住宅を目的とした申請が上がっております。(モニター画面に投影)

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

会長 本件について、意見を求めます。

7番本島委員。

7番 7番本島です。北側については既に砂利が敷かれていますが、どのように理解したら良いのか。

主査 既に砂利で埋められた状態ではありますが、許可後も道路として使われることもあり、現状復旧までは求めません。違反転用となりますので、顛末書を提出していただいております。

会長 ほかに意見はございませんか。

【意見なし】

会長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

会長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

2月の申請件数は16件、うち太陽光10件、一般住宅3件、一般住宅敷地拡張1件、駐車場1件、進入路1件となりました。それでは説明に入ります。

1番、申請地は名草中町地内の田、191㎡ほか3筆、計1,604㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル360枚を601.2㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

では、議案書の30ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が31ページから39ページに載せてありますので、ご覧ください。

また、事務局による事前調査を2月12日に実施しており、その時の写真は

ご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

なお、1番のほか6番から11番までの7件が隣接する農地となっており、転用目的及び譲受人が同一となっています。

では、議案書10ページにお戻りください。

2番、申請地は松田町地内の田、676㎡ほか8筆、計9,856㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,569枚を3,916.88㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の40ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が41ページから46ページに載せてありますので、ご覧ください。

また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページをお開きください。

3番、申請地は菅田町地内の田、324㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積111.38㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の47ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

4番、申請地は菅田町地内の田、296㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積115.93㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の48ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。先にご承認いただきました、4条の農業用通路の隣接地となります。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

5番、申請地は大月町地内の畑、315㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積104.33㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の49ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

続く6番から11番までは、名草中町の第2種農地において、同一の譲受人が、所有権移転の売買で、太陽光発電設備用地を目的とした申請となっています。

6番、申請地は名草中町地内の田、9.91㎡ほか1筆、計1,744.9

1 m²内に、太陽光発電パネル400枚を668 m²に設置するものです。

議案書の50ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

7番、申請地は名草中町地内の田、1,272 m²内に、太陽光発電パネル400枚を668 m²に設置するものです。

議案書の51ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページをお開きください。

8番、申請地は名草中町地内の田、36 m²ほか2筆、計1,570 m²内に、太陽光発電パネル400枚を668 m²に設置するものです。

議案書の52ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

9番、申請地は名草中町地内の田、1,229 m²内に、太陽光発電パネル400枚を668 m²に設置するものです。

議案書の53ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

10番、申請地は名草中町地内の田、1,157 m²内に、太陽光発電パネル360枚を601.2 m²に設置するものです。

議案書の54ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

11番、申請地は名草中町地内の田、423 m²ほか1筆、計971 m²内に、太陽光発電パネル292枚を487.64 m²に設置するものです。

議案書の55ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

12番、申請地は奥戸町地内の畑、420 m²ほか1筆、計941 m²です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル255枚を464.1 m²に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

では、議案書の56ページをご覧ください。12番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書13ページをお開きください。

13番、申請地は迫間町地内の田、2,930㎡ほか7筆、計11,747㎡のうち11,554.4㎡です。施設の概要は駐車場用地で、昨年10月21日付けで県の許可を得た農地の隣接地において、土地所有者の同意が得られたことから、追加申請するものです。契約内容は賃借権の設定、8筆すべて農振農用地です。1筆、「のうち」という表記になっておりますが、この筆には携帯電話の基地局が建っており、そのような表記となっております。

議案書の57ページをご覧ください。13番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書13ページにお戻りください。

14番、申請地は小俣町地内の田、1,100㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル540枚を663.16㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

では、議案書の58ページをご覧ください。14番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書14ページをお開きください。

15番、申請地は小俣町地内の田、965㎡のうち292.95㎡です。施設の概要は工事車両進入路用地で、14番の太陽光を設置する際に、約2ヵ月間、工事車両の通行のために使いたい、というものです。契約内容は、使用賃借権の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の59ページをご覧ください。15番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書14ページにお戻りください。

16番、申請地は久保田町地内の畑、現況は宅地、175㎡です。施設の概要は一般住宅敷地拡張で、延床面積11.59㎡の離れを建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、使用賃借権の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の60ページをご覧ください。16番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請16件です。よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

会長

7 番

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7 番本島委員。

7 番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の 30 ページをご覧ください。

調査年月日は令和 2 年 2 月 16 日、火曜日、午前 9 時から、調査班は柏瀬委員を班長といたしまして、清水委員、岡村委員、長谷川会長、私の 5 名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5 条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業拡大を目的に、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

日当たりなどの条件に適した本申請地を含め、14 筆、約 9,500 平方メートルが隣接する形で、7 件の申請となっています。官地を払下げ、一体的に農地を利用して高圧の発電所を整備しない理由として、キュービクルや電気主任技術者の設置費用、経産省の事業認定にかかる時間などを勘案すると、低圧で個々の申請とした方が、利益が見込めるとのことでした。

転用費用は、7 件分すべてを自己資金で賄い、売電単価は 7 件とも税抜き 14 円、本申請は年間約 140 万円の売電益となり、9 年目には収支がプラスになる見込みです。

公図と現況が一致しない農地については、公図のとおり官地を残すものの、現況の水路も必ず残し、畦畔も形状を生かすとのことでした。申請人の他の事業地において、水路周辺の草が繁茂しており、水路機能の維持という約束について言及したところ、メンテナンス業者を増やして対応したいとのことでした。また、本申請地の周辺は、優良農地であることを強調し、官地の払下げを行って一体的に利用した方が、周辺農地への影響が少ないことを伝え、今後の申請において検討するよう申し入れました。

申請地は、東側は田、北側は田、西側は田、南側は宅地および雑種地で、水路機能が維持されれば周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、名草中町南部の第 2 種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員

意見はありません。

会長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

会長

それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

会長

異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番岡村委員。

6番

6番 岡村です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の40ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、1番と同じです。

また、調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、首都圏を中心に全国で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大のために、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

事業の採算性を考慮すると300キロワットを超える高圧の発電量が必要で、日当たりが良く、周辺に住宅が少ないなどの条件を満たす土地として、本申請地が適地だったとのことでした。

転用にかかる費用は、すべて自己資金で賄い、売電単価は税抜き18円、年間約1,765万円の売電収入となり、4年目には収支がプラスになる計画です。

事業計画によると、申請地を5つのブロックに分け、ブロック内を盛土・切土し、周囲に堰堤を設け、ブロック内で雨水を飲み込めるようにします。

フェンスは、境界から約2メートル後退して設置し、フェンスの外側には植栽を施します。国の畦畔と市の水路は、払下げを済ませており、申請農地9筆を一体的に利用するため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は土砂災害警戒区域に当たり、市の条例に基づく事前協議は終了しています。20年間の売電という長期事業になるため、地元自治会から求められれば、自治会への加入も行いたいとのことでした。

申請地は、東側は県道、宅地および田、南側は水路、西側は市道、北側は田となっています。転用によって進入できなくなる農地はありません。

結論として、申請地は松田町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

会長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 意見はありません。

会長 本件について、意見を求めます。
10番星野委員。

10番主査 全般的な話となるが、太陽光発電で音や熱の苦情はこれまであったか。
着工前に第三者から音や熱が不安だという相談は時々あります。着工後の苦情は特にきておりません。

会長 土砂災害警戒区域等の保全区域は市の再生可能エネルギー審議会で審査されます。1haを超える案件は、事業区域の周囲に5mの緩衝帯を設置したり、植栽をするなど、厳しい条件が付されることとなっています。農地法と市条例で二重のチェックになっていることをご理解ください。
他に意見はございませんか。

会長 【意見なし】
それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

会長 【異議なし】
異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。
続いて議案第3号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。

主幹 事務局の説明を求めます。
議案書15ページをお開きください。議案第3号農地所有適格法人の承認について、ご説明いたします。農地所有適格法人とは、農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことのできる法人のことをいいます。農地法にその要件等が規定されており、農業委員会が審査をし、農地所有適格法人として承認をすれば農地の取得等が可能となります。
それでは16ページをご覧ください。
申請人の法人登記簿となっています。申請人は市内に本店を有する農業の経営を主な目的とする資本金100万円の株式会社で、今回農地所有適格法人の承認申請が提出されましたので、2月16日に開催された運営委員会において申請人からの実情調査を行い、必要な条件を満たしており、適格であるとの判断をいただいております。
議案書の61ページをお開きください。
運営委員会の資料を載せてあります。61ページ右側に要件チェック表、62ページから63ページに営農計画書、64ページから67ページに定款、68ページと69ページに利用権設定申出書の写しを載せてありますのでご覧ください。
以上よろしくご審議をお願いします。

会長 本件は運営委員会が調査しておりますので、報告を求めます。
15番 遠藤委員。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

農地所有適格法人について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。今回は、農地所有適格法人としての承認の申出に伴い、別添の資料にもとづきまして、代表者出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和3年2月16日、火曜日、午後1時30分から、運営委員5名で調査を行いました。

申出の内容、理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の実情調査で、市内でトマト栽培を中心とした農業経営を行っているが、父親からの経営移譲を契機に、従業員への福利厚生の充実と若い方の雇用促進を図るため法人を設立したので、農地所有適格法人として承認されたいとのことでした。現在、父親が所有する福居町の農地6筆、合計約7,407㎡を新たに法人で借り受けたい。トマト以外の作付けは考えていない。農協へ主に出荷したい。ゆくゆくは自動販売機での直売等も検討したいとの話を聞くことができました。

また、農地所有適格法人の要件もすべて満たしていること、同社の営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、同社を農地所有適格法人として承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

会長

それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

会長

異議なしと認め、議案第3号はそのように承認いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の17ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和3年2月26日公告分であります。

それでは、議案書の18ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。はじめに貸借権設定、利用権設定ですが、12件で面積42,552㎡です。詳細が19ページから21ページに記載されておりますのでご覧ください。

それでは19ページをお開きください。申請番号1番については、さきほど農地所有適格法人として承認されましたので、解除条件付一般法人のところを農地所有適格法人と修正いただきたくお願いいたします。

続きまして、所有権移転です。18ページをご覧ください。今回2件で面積

- 3, 317㎡です。続きまして22ページをお開きください。
- 1番、申請地は高松町地内の田、面積1,672㎡で、売買価格は83万6千円になります。
- 続きまして2番、申請地は高松町地内の田、面積991㎡ほか1筆計1,645㎡で、売買価格は82万2千500円です。
- いずれも審議の後、承認をいただきましたら、2月26日付で公告の手続きを行います。
- 以上よろしくご審議をお願いいたします。
- 会長 本件について、意見を求めます。
- 【意見なし】
- 会長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 【異議なし】
- 会長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。
- 続いて議案第5号 農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主幹 議案書の23ページをお開きください。
- 議案第5号、農地中間管理事業関連、農用地利用配分計画(案)の承認について、ご説明いたします。令和3年3月31日公告終了予定分です。
- 24ページをご覧ください。本議案の総括表となります。
- 農地中間管理事業における、農用地利用配分計画(案)が、2件2筆、面積2,737㎡です。詳細については、議案書25ページに記載しております。いずれも中間管理権設定済みの農地の耕作者変更です。ご審議をいただいた後、その意見を付して、本計画(案)を栃木県農業振興公社へ提出することとなります。
- 以上、よろしく申し上げます。
- 会長 本件について、意見を求めます。
- 【意見なし】
- 会長 それでは、本件は計画(案)のとおり承認することにご異議ございませんか。
- 【異議なし】
- 会長 異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。
- 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
- 続いて、報告事項 非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。
- 主幹 議案書の26ページをお開きください。報告事項 非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。
- 1番、申請地は県町地内の畑、現況 宅地、面積28㎡、願出の理由は、昭和31年に農業用倉庫を建築し、農家住宅敷地として一体的に利用しているで、受付の日付は令和3年2月5日、処理の日付は同じく2月8日です。現地確認は事務局と長谷川会長で行っております。

以上報告いたします。

会長 　　ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。
【意見なし】

会長 　　それでは、ご了承願います。
　　なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
　　慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
　　以上で、第9回足利市農業委員会総会を閉会いたします。
【午前10時46分　閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月25日

足利市農業委員会

2番委員

14番委員